

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月10日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横井 正道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 宮崎 洋行
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	DC日本国債プラス
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

DC日本国債プラス

（以下、「当ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

<sup>\*</sup>基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

平成23年6月11日から平成24年6月12日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新され  
ず。）

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。  
大和住銀投信投資顧問株式会社  
<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>  
<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104  
受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

## (9) 【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行  
ありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	
	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 6 回 ( 隔月 )	欧州	ファミリーファンド
	年12回 ( 毎月 )	アジア	
	年12回 ( 毎月 )	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 ( 投資信託証券 ( 資産複合 ( 債券、株式 )、 資産配分変更型 ) )		中近東 ( 中東 )	
		エマージング	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、株式）、資産配分変更型））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に複数資産（債券、株式）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年 1 回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

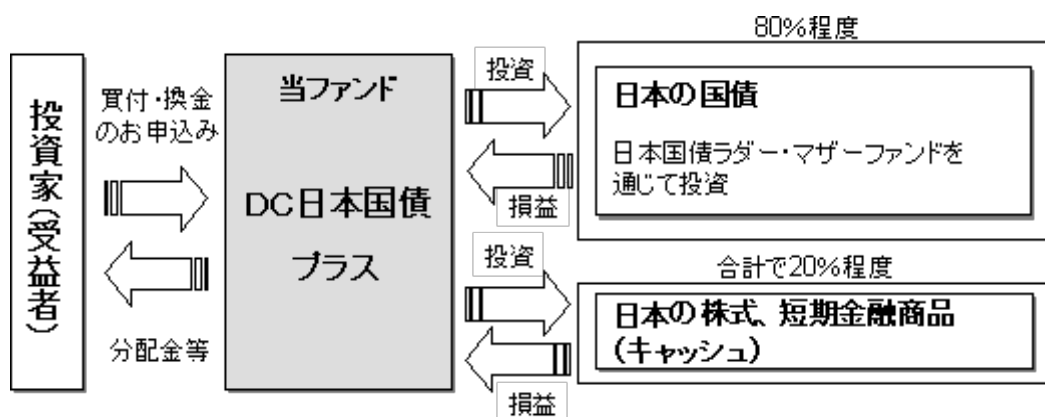
日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

イ．日本国債ラダー・マザーファンドを通じて、日本国債に投資することで着実な収益の確保を図りつつ、信託財産の一部を実質的に日本株式へ投資することで、信託財産の着実な成長を目指します。

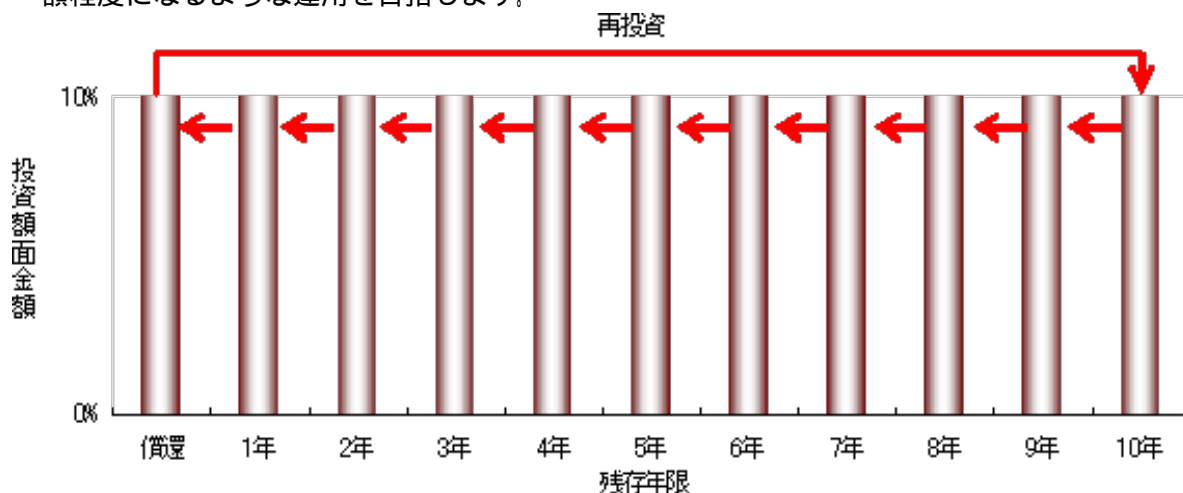


ロ．日本国債への実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の80%程度とし、日本株式への実質投資比率は株式市場動向により、原則として20%程度 / 10%程度 / 5%程度の3段階で調整します。

「日本国債への実質投資比率」とは、日本国債ラダー・マザーファンドへの投資比率を指します。実質組入有価証券の値動きや資金流入などにより、上記の比率は変動します。キャッシュ部分については、原則としてキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへ投資します。

< 日本国債部分の運用（日本国債ラダー・マザーファンドを通じて投資） >

わが国の国債の運用にあたっては、各残存期間毎（最長10年程度）の投資額面金額が同額程度になるような運用を目指します。



< 日本株式部分の運用 >

原則として取引所<sup>\*</sup>上場の投資信託証券（ETF）への投資を通じて、日経平均株価（225種）の動きに概ね連動する投資成果を目指します。

ただし、株式へ投資する場合があります。また、株式部分の比率調整にあたっては、株価指数先物を活用する場合があります。

<sup>\*</sup> 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

## 信託金の限度額

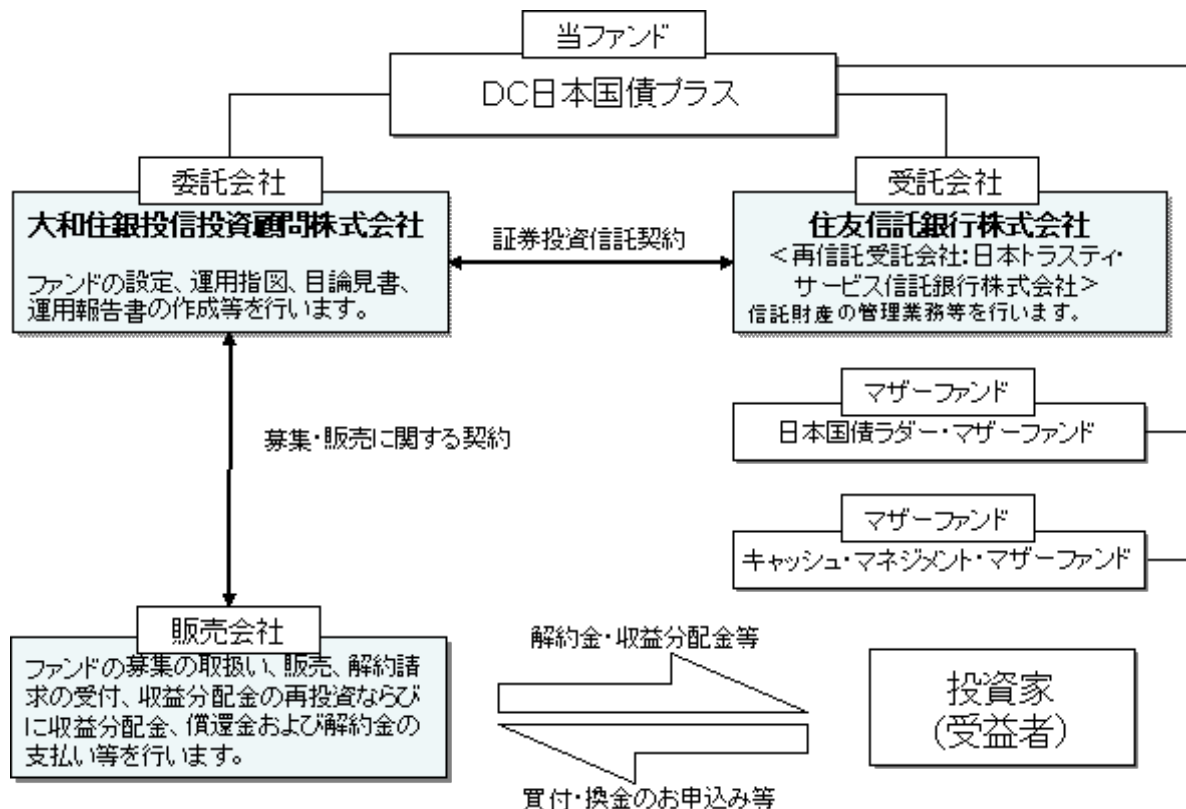
信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## (2)【ファンドの沿革】

平成21年3月31日 信託契約締結

平成21年3月31日 当ファンドの設定・運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



## 委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。



## 委託会社等の概況（平成23年4月末現在）

- ・ 名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・ 代表者の役職氏名 代表取締役社長 横井 正道
- ・ 本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立  
平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得  
平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投  
信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社  
へ商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

日本国債ラダー・マザーファンドを通じて、日本国債にバランスよく投資することで着実な収益の確保を図りつつ、信託財産の一部を実質的に株式へ投資することで、信託財産の着実な成長を目指します。

日本国債への実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の80%程度とし、株式への実質投資比率は、株式市場動向により、原則として20%程度/10%程度/5%程度の3段階で調整します。

## &lt; 日本国債部分の運用 &gt;

- ・ わが国の国債の運用にあたっては、各残存期間毎（最長10年程度）の投資額面金額が同額程度になるような運用を目指します。

## &lt; 日本株式部分の運用 &gt;

- ・ 原則としてETFへの投資を通じて、日経平均株価（225種）の動きに概ね連動する投資成果を目指します。ただし、株式へ投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
  - ハ．金銭債権
  - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された日本国債ラダー・マザーファンド、キャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
  - 2．国債証券
  - 3．地方債証券
  - 4．特別の法律により法人の発行する債券
  - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 9．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 10．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 11．コマーシャル・ペーパー
  - 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 18．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち2から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

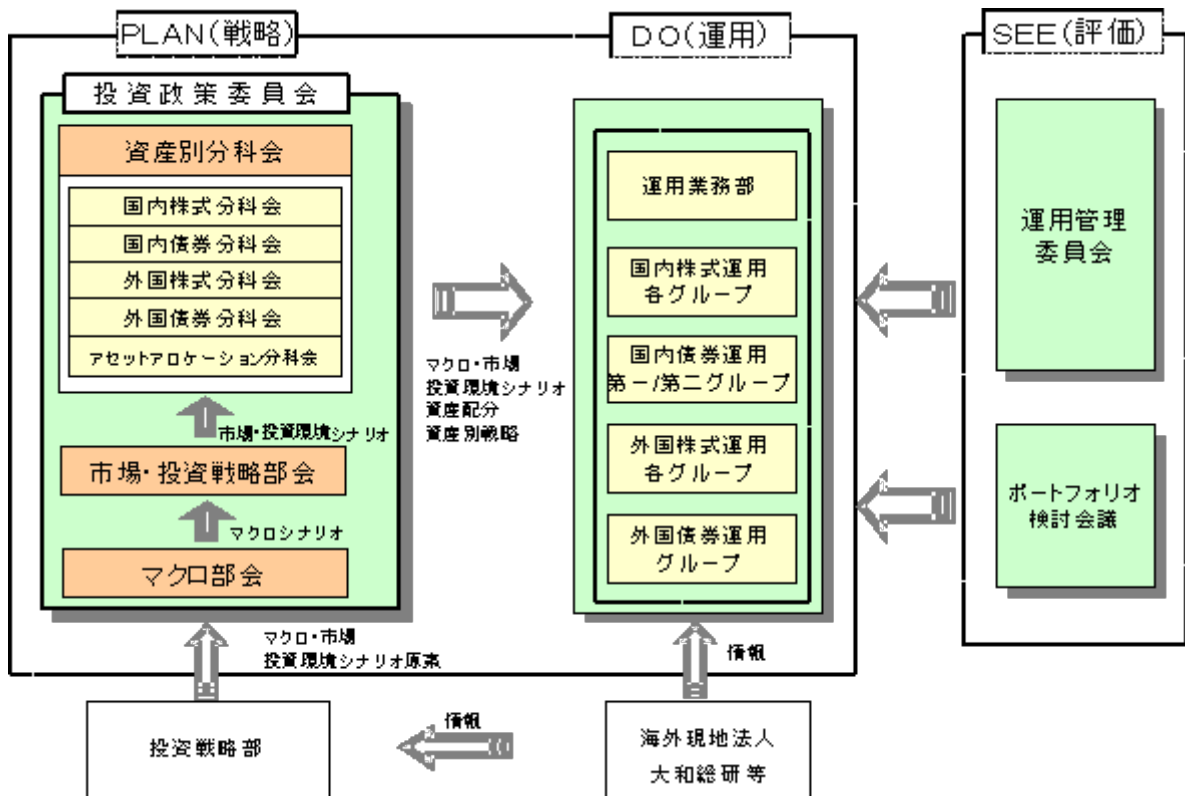
その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】



- \* 当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成23年4月末現在で約100名です。
- \* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- \* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- \* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時（毎年3月10日、ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ． 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みませぬ。）等の範囲内とします。
- ロ． 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ． 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ． 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ． 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ． 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ． 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

- ロ． 前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ． 上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (5) 【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

#### 信託約款に定める投資制限

##### イ．株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

\* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

##### ロ．投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### ハ．同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

##### ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

##### ホ．信用取引の運用指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

##### ヘ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取

引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ト．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### チ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産

総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - (a) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - (b) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

カ．資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入

金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- (八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。



### ヨ．受託会社による資金の立替

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) (イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### 法令による投資制限

#### デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針  
日本国債ラダー・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1) 運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

投資対象

わが国の国債を主要投資対象とします。

投資態度

イ．わが国の国債を主要投資対象とし、各残存期間毎（最長10年程度）の投資額面金額が同額程度になるような運用を目指します。

ロ．国債への投資は原則として高位を保ちます。

ハ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する邦貨建ての証券または証書で、前各号の証券または証書の

性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、1から6までの証券および8ならびに13の証券または証書のうち1から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9の証券および10の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[次へ](#)

## （参考）マザーファンドの投資方針

### キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

#### （1）運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。

#### （2）運用方法

##### 投資対象

本邦貸建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

##### 投資態度

イ．本邦貸建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### （3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

## 八．金銭債権

二．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
- 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- コマーシャル・ペーパー
- 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

## 11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能

なものについてはこの限りではありません。

- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[前へ](#)

### 3【投資リスク】

#### <当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、実質的に債券、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### <基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

##### (1) 価格変動リスク

当ファンドは、実質的に債券、株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

##### (2) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

##### (3) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

##### (4) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。



## (5)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## (6)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### <その他の留意点>

#### (1)分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで受益者毎に異なります。

収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

#### (2)繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

#### (3)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

#### (4)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

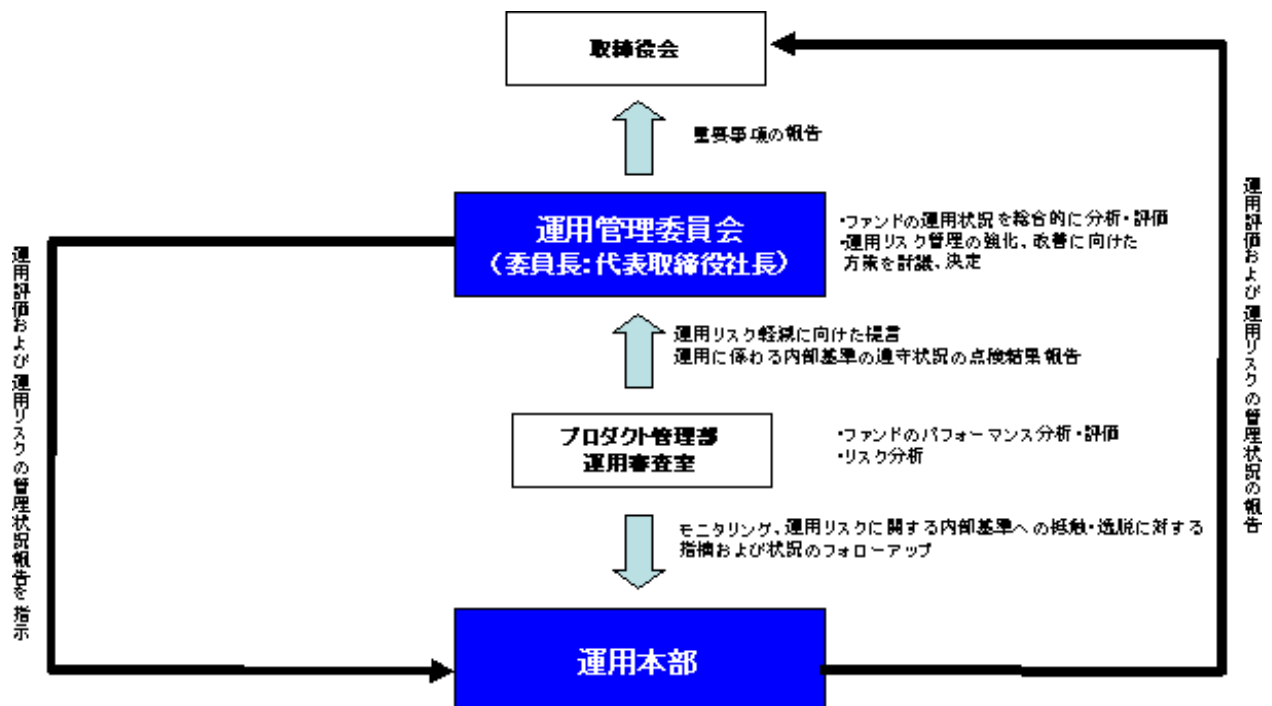
- (5)法令・税制・会計等の変更可能性について  
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

## &lt; リスクの管理体制 &gt;

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (5名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
プロダクト管理部 (8名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



\* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.399%（税抜0.38%）～年率0.714%（税抜0.68%）を乗じて得た金額とします。信託報酬率は、毎月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値）に応じて以下のとおりとし、翌月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

前月最終営業日の 新発10年国債利回り （日本相互証券株 式会社発表終値）	委託会社	販売会社	受託会社	合計
3%未満	年率0.1575% （税抜0.15%）	年率0.21% （税抜0.20%）	年率0.0315% （税抜0.03%）	年率0.399% （税抜0.38%）
3%以上4%未満	年率0.21% （税抜0.20%）	年率0.2625% （税抜0.25%）		年率0.504% （税抜0.48%）
4%以上5%未満	年率0.28875% （税抜0.275%）	年率0.28875% （税抜0.275%）		年率0.609% （税抜0.58%）
5%以上	年率0.34125% （税抜0.325%）	年率0.34125% （税抜0.325%）		年率0.714% （税抜0.68%）

マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

## (4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.0084%（税抜0.0080%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありませぬ。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりませぬ。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。また、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

#### 個人の受益者に対する課税

<平成23年12月31日まで>

- ・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

- ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

<平成24年1月1日以降>

- ・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

#### ・ 解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

#### < 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

##### < 平成23年12月31日まで >

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

##### < 平成24年1月1日以降 >

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

##### < 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

##### < 個別元本について >

・ 追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。

・ 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照）。

#### 〈収益分配金の課税について〉

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

\* 上記の内容は、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

\* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成23年4月末現在)

## DC日本国債プラス

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (日本国債ラダー・マザーファンド)	日本	151,656,416	79.99%
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	28,421,595	14.99%
投資信託受益証券	日本	9,608,280	5.07%
純資産総額		189,605,268	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

&lt;参考：マザーファンドの投資状況&gt;

(平成23年4月末現在)

## キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
国債証券	日本	4,000,216,200	74.48%
純資産総額		5,370,847,348	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 日本国債ラダー・マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
国債証券	日本	150,038,547	98.94%
純資産総額		151,652,147	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年4月末現在)

イ．主要銘柄の明細



## D C 日本国債プラス

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	日本国債ラダー・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	146,542,097	1.0288 150,770,714	1.0349 151,656,416	- -	79.99%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	28,015,373	1.0143 28,417,349	1.0145 28,421,595	- -	14.99%
3	日経225連動投信 日本	投資信託受益証券 -	957	10,492.8004 10,041,610	10,040 9,608,280	- -	5.07%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

&lt;参考：マザーファンドの主要銘柄の明細&gt;

## キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	156 国庫短期証券 日本	国債証券 -	1,300,000,000	99.93 1,299,199,400	99.99 1,299,873,900	- 2011/06/10	24.20%
2	288 2年国債 日本	国債証券 -	1,200,000,000	100.03 1,200,366,000	100.03 1,200,438,000	0.2000 2012/01/15	22.35%
3	170 国庫短期証券 日本	国債証券 -	500,000,000	99.93 499,690,000	99.96 499,847,000	- 2011/08/10	9.31%
4	284 2年国債 日本	国債証券 -	300,000,000	100.07 300,215,000	100.06 300,194,100	0.3000 2011/09/15	5.59%
5	163 国庫短期証券 日本	国債証券 -	300,000,000	99.95 299,855,900	99.98 299,945,700	- 2011/07/08	5.58%
6	179 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.96 99,964,800	99.98 99,987,300	- 2011/06/20	1.86%
7	182 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,982,200	99.98 99,983,100	- 2011/07/04	1.86%
8	189 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,974,900	99.97 99,974,600	- 2011/08/01	1.86%
9	190 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,973,800	99.97 99,972,500	- 2011/08/08	1.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 日本国債ラダー・マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	284 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	105.73 7,718,760	106.35 7,763,994	1.7000 2016/12/20	5.12%
2	280 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	106.69 7,681,817	107.13 7,713,360	1.9000 2016/06/20	5.09%
3	286 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	106.41 7,661,918	107.11 7,712,064	1.8000 2017/06/20	5.09%
4	293 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	106.28 7,652,412	107.04 7,707,462	1.8000 2018/06/20	5.08%
5	289 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	104.43 7,623,771	105.14 7,675,764	1.5000 2017/12/20	5.06%
6	274 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	104.42 7,622,761	104.87 7,655,820	1.5000 2015/12/20	5.05%
7	265 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	103.93 7,587,013	104.21 7,607,735	1.5000 2014/12/20	5.02%
8	297 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	102.97 7,516,983	103.87 7,582,813	1.4000 2018/12/20	5.00%
9	256 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	103.03 7,521,865	103.05 7,522,683	1.4000 2013/12/20	4.96%
10	301 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	103.33 7,440,479	104.23 7,505,041	1.5000 2019/06/20	4.95%
11	260 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	103.99 7,487,794	104.14 7,498,628	1.6000 2014/06/20	4.94%
12	270 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	103.34 7,440,968	103.75 7,470,306	1.3000 2015/06/20	4.93%
13	305 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	101.27 7,393,377	102.22 7,462,399	1.3000 2019/12/20	4.92%
14	244 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	101.39 7,402,183	101.34 7,398,264	1.0000 2012/12/20	4.88%
15	235 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	100.95 7,369,808	100.81 7,359,398	1.4000 2011/12/20	4.85%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
16	308 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	100.73 7,252,983	101.74 7,325,732	1.3000 2020/06/20	4.83%
17	312 10年国債 日本	国債証券 -	7,300,000	99.37 7,254,525	100.26 7,318,980	1.2000 2020/12/20	4.83%
18	239 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	101.53 7,310,593	101.40 7,301,204	1.4000 2012/06/20	4.81%
19	250 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	100.57 7,241,259	100.61 7,244,578	0.5000 2013/06/20	4.78%
20	231 10年国債 日本	国債証券 -	7,200,000	100.31 7,222,554	100.17 7,212,322	1.3000 2011/06/20	4.76%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

##### D C 日本国債プラス

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	94.98%
投資信託受益証券	5.07%
合計	100.04%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	74.48%
合計	74.48%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

日本国債ラダー・マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	98.94%
合計	98.94%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

D C 日本国債プラス

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

日本国債ラダー・マザーファンド  
該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

（平成23年4月末現在）

DC日本国債プラス

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

日本国債ラダー・マザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

（平成23年4月末現在）

DC日本国債プラス

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>  
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

日本国債ラダー・マザーファンド

該当事項はありません。



## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

## D C 日本国債プラス

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成21年3月31日）	50	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成22年3月10日）	89	-	1.0143	-
平成22年5月末日	96	-	1.0017	-
平成22年6月末日	126	-	1.0053	-
平成22年7月末日	134	-	1.0075	-
平成22年8月末日	138	-	1.0033	-
平成22年9月末日	143	-	1.0081	-
平成22年10月末日	131	-	1.0071	-
平成22年11月末日	152	-	1.0037	-
平成22年12月末日	161	-	1.0125	-
平成23年1月末日	165	-	1.0086	-
平成23年2月末日	166	-	1.0136	-
第2計算期間末 （平成23年3月10日）	171	-	1.0104	-
平成23年3月末日	181	-	1.0064	-
平成23年4月末日	189	-	1.0084	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

## 【分配の推移】

## D C 日本国債プラス

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

## D C 日本国債プラス

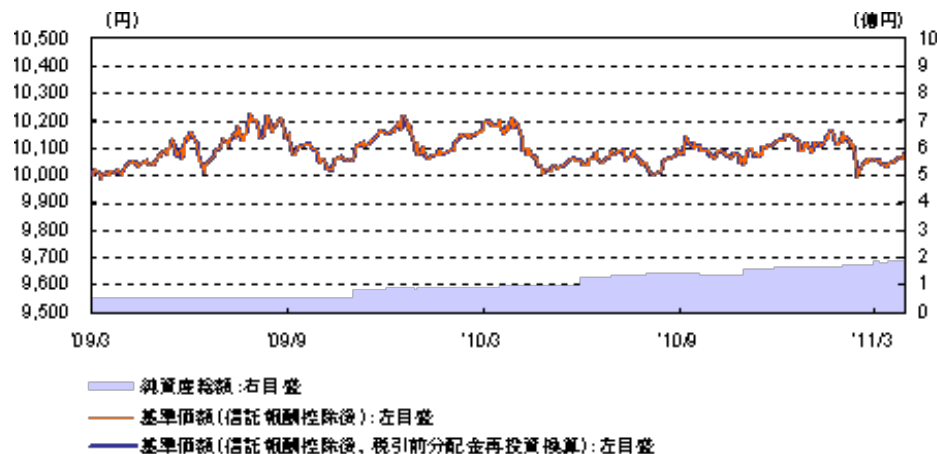
期間	収益率
第1期（平成21年3月31日～平成22年3月10日）	1.4%
第2期（平成22年3月11日～平成23年3月10日）	0.4%

（注）収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

（参考情報）

2011年4月28日  
現在

## 《基準価額・純資産の推移》



\*基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

## 《分配の推移》

2011年3月	0円
2010年3月	0円
設定来累計	0円

\*分配金は1万円当たり、税引前

## 《主要な資産の状況》

投資銘柄	投資比率
日本国債ラダー・マザーファンド	80.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	15.0%
日経225連動投信	5.1%

## ■参考情報（上位10銘柄）

## 日本国債ラダー・マザーファンド

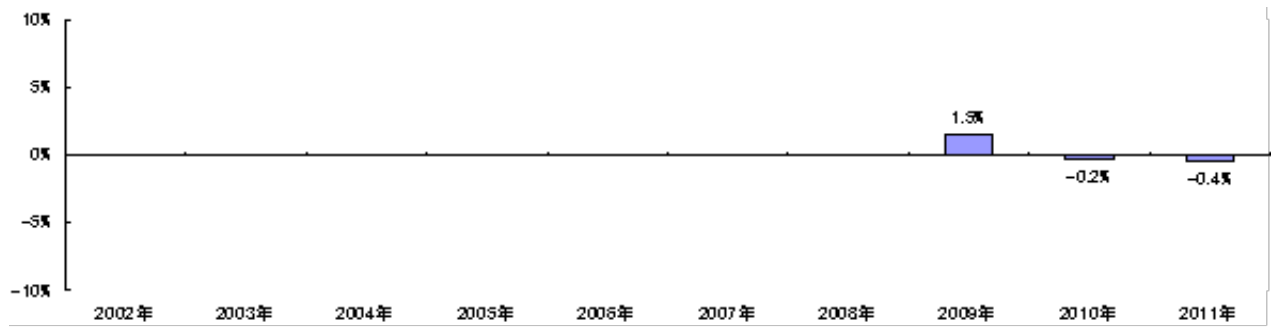
	投資銘柄	種別	投資比率
1	284 10年国債	国債証券	5.1%
2	280 10年国債	国債証券	5.1%
3	286 10年国債	国債証券	5.1%
4	293 10年国債	国債証券	5.1%
5	289 10年国債	国債証券	5.1%
6	274 10年国債	国債証券	5.0%
7	265 10年国債	国債証券	5.0%
8	297 10年国債	国債証券	5.0%
9	256 10年国債	国債証券	5.0%
10	301 10年国債	国債証券	4.9%

\*投資比率は全て純資産総額対比

## キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	156 国庫短期証券	国債証券	24.2%
2	288 2年国債	国債証券	22.4%
3	170 国庫短期証券	国債証券	9.3%
4	284 2年国債	国債証券	5.6%
5	163 国庫短期証券	国債証券	5.6%
6	179 国庫短期証券	国債証券	1.9%
7	182 国庫短期証券	国債証券	1.9%
8	189 国庫短期証券	国債証券	1.9%
9	190 国庫短期証券	国債証券	1.9%
10			

## 《年間収益率の推移》



\*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2009年は当初設定日（2009年3月31日）から年末までの収益率、2011年は4月末までの収益率です。

\*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

\*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。



## (4)【設定及び解約の実績】

DC日本国債プラス		
期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成21年3月31日～平成22年3月10日）	90,886,713	2,726,174
第2期（平成22年3月11日～平成23年3月10日）	98,550,037	17,188,498

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 取得のお申込みは、確定拠出年金、これに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等による取得のお申込みのみを対象としています。
- (3) 申込価額は、取得申込受付日の基準価額（当初1口＝1円）とします。申込手数料はありません。また、当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (4) お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いの場合があります。
- (5) 販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定の期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。  
\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (6) 確定拠出年金、またはこれに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等を通じての取得のお申込みについては、当該定めに従うものとします。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

#### <解約請求による換金手続き>

受益者は、委託会社に1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位をもって解約を請求す

ることができます。解約価額は、当該請求受付日の基準価額です（解約価額については、お申込みを受付けた販売会社までお問い合わせください。）。

解約代金の支払いは原則として解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。解約にかかる手数料はありません。

- （注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### < 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）</li> <li>・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）</li> <li>・価格情報会社の提供する価額</li> </ul> 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。
取引所上場の投資信託証券	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成21年3月31日）から無期限とします。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める

とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 信託契約の解約」をご参照ください。）。

#### （4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月11日から翌年3月10日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

#### （5）【その他】

##### 信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ニ．前ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前ハ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前ハ．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

##### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

##### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した場合は、委託会社がこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は信託約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

#### 運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期

報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

#### 委託会社と関係法人との契約の変更

##### < 募集・販売契約 >

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### (3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第1期計算期間（平成21年3月31日から平成22年3月10日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づき、第2期計算期間（平成22年3月11日から平成23年3月10日まで）については、改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年3月31日から平成22年3月10日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第2期計算期間（平成22年3月11日から平成23年3月10日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【財務諸表】  
DC日本国債プラス  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成22年3月10日現在	第2期 平成23年3月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	19,398	336,658
投資信託受益証券	9,178,260	16,990,480
親投資信託受益証券	80,353,990	137,649,086
未収入金	-	16,618,484
流動資産合計	89,551,648	171,594,708
資産合計	89,551,648	171,594,708
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	10,167	23,467
未払委託者報酬	119,059	274,356
その他未払費用	4,628	10,690
流動負債合計	133,854	308,513
負債合計	133,854	308,513
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	88,160,539	169,522,078
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,257,255	1,764,117
（分配準備積立金）	886,048	1,874,423
元本等合計	89,417,794	171,286,195
純資産合計	89,417,794	171,286,195
負債純資産合計	89,551,648	171,594,708



## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期		第2期	
	自 平成21年3月31日	至 平成22年3月10日	自 平成22年3月11日	至 平成23年3月10日
営業収益				
受取配当金	203,322		207,621	
受取利息	698		937	
有価証券売買等損益	931,757		198,809	
営業収益合計	1,135,777		407,367	
営業費用				
受託者報酬	18,090		40,683	
委託者報酬	212,028		475,546	
その他費用	4,628		10,690	
営業費用合計	234,746		526,919	
営業利益又は営業損失（ ）	901,031		119,552	
経常利益又は経常損失（ ）	901,031		119,552	
当期純利益又は当期純損失（ ）	901,031		119,552	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	14,983		22,596	
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-		1,257,255	
剰余金増加額又は欠損金減少額	382,670		805,484	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	382,670		805,484	
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,463		201,666	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,463		201,666	
分配金	-		-	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,257,255		1,764,117	

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期	第2期
	自 平成21年3月31日 至 平成22年3月10日	自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左  親投資信託受益証券 同左  同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 国内投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左  (2)有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の定めに従い、平成21年3月31日から平成22年3月10日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期	第2期
	平成22年3月10日現在	平成23年3月10日現在
1. 元本状況		
期首元本額	50,000,000円	88,160,539円
期中追加設定元本額	40,886,713円	98,550,037円
期中一部解約元本額	2,726,174円	17,188,498円
2. 受益権の総数	88,160,539口	169,522,078口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期	第2期
自 平成21年3月31日 至 平成22年3月10日	自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## （追加情報）

第2期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期	
	自 平成22年3月11日	
	至 平成23年3月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期	
	平成23年3月10日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第1期（平成22年3月10日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に
		含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	80,353,990	967,853
投資信託受益証券	9,178,260	277,459
合計	89,532,250	1,245,312

## 第2期（平成23年3月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	230,112
投資信託受益証券	450,866
合計	680,978

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 第1期（自 平成21年3月31日 至 平成22年3月10日）

該当事項はありません。

第2期（自平成22年3月11日 至 平成23年3月10日）  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自平成21年3月31日至平成22年3月10日）  
該当事項はありません。

第2期（自平成22年3月11日至平成23年3月10日）  
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第1期 平成22年3月10日現在	第2期 平成23年3月10日現在
1口当たり純資産額 1.0143円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,143円）」	1口当たり純資産額 1.0104円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,104円）」

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	日経225連動投信	1,612	16,990,480	
	親投資信託	日本国債ラダー・マザー ファンド	133,847,809	137,649,086	
	受益証券				
合計 2銘柄			133,849,421	154,639,566	

[次へ](#)

## &lt; 参考 &gt;

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」及び「日本国債ラダー・マザーファンド」受益証券を投資対象（キャッシュ・マネジメント・マザーファンドには、投資しない場合があります。）としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

## ( 1 ) 貸借対照表

区 分	平成22年3月10日現在 金額(円)	平成23年3月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	269,917,903	505,734,797
国債証券	1,199,708,900	4,099,458,300
未収利息	-	94,129
前払費用	-	231,229
流動資産合計	1,469,626,803	4,605,518,455
資産合計	1,469,626,803	4,605,518,455
負債の部		
流動負債		
未払金	99,975,200	-
未払解約金	6,934,223	15,701,561
流動負債合計	106,909,423	15,701,561
負債合計	106,909,423	15,701,561
純資産の部		
元本等		
元本	1,345,068,768	4,525,237,978
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	17,648,612	64,578,916
元本等合計	1,362,717,380	4,589,816,894
純資産合計	1,362,717,380	4,589,816,894
負債純資産合計	1,469,626,803	4,605,518,455

[次へ](#)

(2) 注記表  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年 3月31日	自 平成22年 3月11日
	至 平成22年 3月10日	至 平成23年 3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券  同左  同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成22年 3月10日現在	平成23年 3月10日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	252,720,659円	1,345,068,768円
期中追加設定元本額	2,079,601,746円	6,876,008,155円
期中一部解約元本額	987,253,637円	3,695,838,945円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・欧州株	28,969,509円	11,459,471円
S M B C ファンドラップ・新興国株	12,651,844円	5,273,419円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	2,497,507円	1,208,044円
S M B C ファンドラップ・米国債	21,611,838円	7,289,940円
S M B C ファンドラップ・欧州債	43,514,045円	12,493,685円
S M B C ファンドラップ・新興国債	8,497,487円	2,955,373円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	44,628,516円	12,376,035円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	8,963,258円	2,852,427円
S M B C ファンドラップ・日本債	84,855,236円	20,783,526円
D C 日本国債プラス	8,799,478円	-
エマーシング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	28,487,851円	207,549,872円
エマーシング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	44,767,153円	110,629,631円
エマーシング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	4,124,974円	7,130,233円
エマーシング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	775,366,325円	3,098,904,503円
エマーシング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	15,953,713円	15,166,348円
エマーシング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	34,446,099円	28,293,557円
エマーシング・ボンド・ファンド（マネー・プールファンド）	31,418,212円	114,020,399円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	108,934,813円	150,028,866円
エマーシング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	1,076,125円	19,476,310円
エマーシング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	35,504,785円	25,173,917円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	-	13,280,646円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	-	22,451,416円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	-	23,161,239円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	-	50,788,176円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネー・プールファンド）	-	986,334円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	-	179,146,661円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	-	43,322,624円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネー・プールファンド）	-	986,440円
ストラテジック・アジア株式ファンド（限定追加型）	-	338,048,886円
合計	1,345,068,768円	4,525,237,978円

2. 受益権の総数	1,345,068,768口	4,525,237,978口
-----------	----------------	----------------

（金融商品に関する注記）  
（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。  
金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年3月11日
	至 平成23年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成23年3月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）  
売買目的有価証券  
（平成22年3月10日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間 の損益に
		含まれた評価差額（円）
国債証券	1,199,708,900	27,980
合計	1,199,708,900	27,980

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年7月28日から平成22年3月10日まで）を指しております。

（平成23年3月10日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	678,000
合計	678,000

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年7月27日から平成23年3月10日まで）を指しております。



（デリバティブ取引等関係に関する注記）  
（自 平成21年3月31日 至 平成22年3月10日）  
該当事項はありません。

（自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日）  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）  
（自 平成21年 3月31日 至 平成22年 3月10日）  
該当事項はありません。

（自 平成22年 3月11日 至 平成23年 3月10日）  
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成22年 3月10日現在	平成23年 3月10日現在
1口当たり純資産額 1.0131円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,131円）」	1口当たり純資産額 1.0143円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,143円）」

（3）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	288 2年国債	200,000,000	200,040,800	
	国債証券	288 2年国債	200,000,000	200,040,800	
	国債証券	288 2年国債	100,000,000	100,020,400	
	国債証券	288 2年国債	100,000,000	100,020,400	
	国債証券	288 2年国債	100,000,000	100,020,400	
	国債証券	288 2年国債	100,000,000	100,020,400	
	国債証券	288 2年国債	100,000,000	100,020,400	
	国債証券	288 2年国債	100,000,000	100,020,400	
	国債証券	288 2年国債	100,000,000	100,020,400	
	国債証券	155 国庫短期証券	300,000,000	299,994,300	
	国債証券	156 国庫短期証券	200,000,000	199,945,000	
	国債証券	156 国庫短期証券	200,000,000	199,945,000	
	国債証券	156 国庫短期証券	200,000,000	199,945,000	
	国債証券	156 国庫短期証券	200,000,000	199,945,000	
	国債証券	156 国庫短期証券	300,000,000	299,917,500	
	国債証券	156 国庫短期証券	200,000,000	199,945,000	
	国債証券	160 国庫短期証券	200,000,000	199,992,000	
	国債証券	161 国庫短期証券	200,000,000	199,986,000	
	国債証券	161 国庫短期証券	200,000,000	199,986,000	
	国債証券	163 国庫短期証券	100,000,000	99,962,200	
国債証券	163 国庫短期証券	200,000,000	199,924,400		
国債証券	170 国庫短期証券	500,000,000	499,746,500		
合計 7銘柄			4,100,000,000	4,099,458,300	

[前へ](#) [次へ](#)

## 日本国債ラダー・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

区 分	第 1 期 平成22年 3 月10日現在 金 額 ( 円 )	第 2 期 平成23年 3 月10日現在 金 額 ( 円 )
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	777,297	1,290,168
国債証券	70,443,059	135,960,662
未収利息	201,459	375,354
前払費用	15,554	21,100
流動資産合計	71,437,369	137,647,284
資産合計	71,437,369	137,647,284
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	69,969,872	133,847,809
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,467,497	3,799,475
元本等合計	71,437,369	137,647,284
純資産合計	71,437,369	137,647,284
負債純資産合計	71,437,369	137,647,284

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 注記表  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期	第2期
	自 平成21年3月31日 至 平成22年3月10日	自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券  同左  同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の定めに従い、平成21年3月31日から平成22年3月10日までとなっております。	-

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第1期	第2期
	平成22年3月10日現在	平成23年3月10日現在
1. 元本状況		
期首元本額	40,000,000円	69,969,872円
期中追加設定元本額	31,985,087円	75,696,566円
期中一部解約元本額	2,015,215円	11,818,629円
元本の内訳		
DC日本国債プラス	69,969,872円	133,847,809円
合計	69,969,872円	133,847,809円
2. 受益権の総数	69,969,872口	133,847,809口

## (金融商品に関する注記)

## (追加情報)

第2期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期
	自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 平成23年3月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（平成22年3月10日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	70,443,059	364,714
合計	70,443,059	364,714

第2期（平成23年3月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,038,411
合計	1,038,411

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第1期（自平成21年3月31日至平成22年3月10日）

該当事項はありません。

第2期（自平成22年3月11日至平成23年3月10日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自平成21年3月31日至平成22年3月10日）

該当事項はありません。

第2期（自平成22年3月11日至平成23年3月10日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第1期 平成22年3月10日現在	第2期 平成23年3月10日現在
1口当たり純資産額 1.0210円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,210円)」	1口当たり純資産額 1.0284円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,284円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表  
<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	231 10年国債	1,200,000	1,203,888	
	国債証券	231 10年国債	150,000	150,486	
	国債証券	231 10年国債	850,000	852,754	
	国債証券	231 10年国債	300,000	300,972	
	国債証券	231 10年国債	300,000	300,972	
	国債証券	231 10年国債	100,000	100,324	
	国債証券	231 10年国債	100,000	100,324	
	国債証券	231 10年国債	100,000	100,324	
	国債証券	231 10年国債	1,100,000	1,103,564	
	国債証券	231 10年国債	100,000	100,324	
	国債証券	231 10年国債	200,000	200,648	
	国債証券	231 10年国債	200,000	200,648	
	国債証券	231 10年国債	200,000	200,648	
	国債証券	231 10年国債	100,000	100,324	
	国債証券	231 10年国債	900,000	902,916	
	国債証券	231 10年国債	100,000	100,324	
	国債証券	231 10年国債	200,000	200,648	
	国債証券	231 10年国債	200,000	200,648	
	国債証券	231 10年国債	200,000	200,648	
	国債証券	235 10年国債	1,200,000	1,211,604	
	国債証券	235 10年国債	150,000	151,450	
	国債証券	235 10年国債	850,000	858,219	
	国債証券	235 10年国債	300,000	302,901	
	国債証券	235 10年国債	300,000	302,901	
	国債証券	235 10年国債	100,000	100,967	
	国債証券	235 10年国債	100,000	100,967	
	国債証券	235 10年国債	100,000	100,967	
	国債証券	235 10年国債	1,100,000	1,110,637	
	国債証券	235 10年国債	100,000	100,967	
	国債証券	235 10年国債	200,000	201,934	
	国債証券	235 10年国債	200,000	201,934	
	国債証券	235 10年国債	200,000	201,934	
	国債証券	235 10年国債	100,000	100,967	
	国債証券	235 10年国債	800,000	807,736	
	国債証券	235 10年国債	200,000	201,934	
	国債証券	235 10年国債	100,000	100,967	
	国債証券	235 10年国債	100,000	100,967	
	国債証券	235 10年国債	200,000	201,934	
	国債証券	235 10年国債	200,000	201,934	
	国債証券	239 10年国債	1,200,000	1,218,531	
	国債証券	239 10年国債	150,000	152,316	
	国債証券	239 10年国債	850,000	863,126	
	国債証券	239 10年国債	300,000	304,632	
	国債証券	239 10年国債	300,000	304,632	
	国債証券	239 10年国債	100,000	101,544	
	国債証券	239 10年国債	100,000	101,544	
	国債証券	239 10年国債	100,000	101,544	
	国債証券	239 10年国債	1,100,000	1,116,987	
	国債証券	239 10年国債	100,000	101,544	
	国債証券	239 10年国債	200,000	203,088	
	国債証券	239 10年国債	200,000	203,088	
	国債証券	239 10年国債	200,000	203,088	
国債証券	239 10年国債	100,000	101,544		
国債証券	239 10年国債	900,000	913,898		
国債証券	239 10年国債	100,000	101,544		
国債証券	239 10年国債	100,000	101,544		
国債証券	239 10年国債	100,000	101,544		
国債証券	239 10年国債	200,000	203,088		
国債証券	239 10年国債	200,000	203,088		
国債証券	244 10年国債	1,200,000	1,216,819		
国債証券	244 10年国債	150,000	152,102		
国債証券	244 10年国債	850,000	861,913		

国債証券	244 10年国債	300,000	304,204	
国債証券	244 10年国債	300,000	304,204	
国債証券	244 10年国債	100,000	101,401	
国債証券	244 10年国債	100,000	101,401	
国債証券	244 10年国債	100,000	101,401	
国債証券	244 10年国債	1,100,000	1,115,417	
国債証券	244 10年国債	100,000	101,401	
国債証券	244 10年国債	200,000	202,803	
国債証券	244 10年国債	200,000	202,803	
国債証券	244 10年国債	200,000	202,803	
国債証券	244 10年国債	100,000	101,401	
国債証券	244 10年国債	800,000	811,212	
国債証券	244 10年国債	200,000	202,803	
国債証券	244 10年国債	100,000	101,401	
国債証券	244 10年国債	100,000	101,401	
国債証券	244 10年国債	200,000	202,803	
国債証券	244 10年国債	200,000	202,803	
国債証券	250 10年国債	1,200,000	1,206,799	
国債証券	250 10年国債	150,000	150,849	
国債証券	250 10年国債	850,000	854,816	
国債証券	250 10年国債	300,000	301,699	
国債証券	250 10年国債	300,000	301,699	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	1,100,000	1,106,232	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	200,000	201,133	
国債証券	250 10年国債	200,000	201,133	
国債証券	250 10年国債	200,000	201,133	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	900,000	905,099	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	100,000	100,566	
国債証券	250 10年国債	200,000	201,133	
国債証券	250 10年国債	200,000	201,133	
国債証券	256 10年国債	1,200,000	1,236,402	
国債証券	256 10年国債	150,000	154,550	
国債証券	256 10年国債	850,000	875,784	
国債証券	256 10年国債	300,000	309,100	
国債証券	256 10年国債	300,000	309,100	
国債証券	256 10年国債	100,000	103,033	
国債証券	256 10年国債	100,000	103,033	
国債証券	256 10年国債	100,000	103,033	
国債証券	256 10年国債	1,100,000	1,133,368	
国債証券	256 10年国債	100,000	103,033	
国債証券	256 10年国債	200,000	206,067	
国債証券	256 10年国債	200,000	206,067	
国債証券	256 10年国債	200,000	206,067	
国債証券	256 10年国債	100,000	103,033	
国債証券	256 10年国債	800,000	824,268	
国債証券	256 10年国債	200,000	206,067	
国債証券	256 10年国債	100,000	103,033	
国債証券	256 10年国債	100,000	103,033	
国債証券	256 10年国債	200,000	206,067	
国債証券	256 10年国債	200,000	206,067	
国債証券	260 10年国債	1,200,000	1,247,823	
国債証券	260 10年国債	150,000	155,977	
国債証券	260 10年国債	850,000	883,875	
国債証券	260 10年国債	300,000	311,955	
国債証券	260 10年国債	300,000	311,955	
国債証券	260 10年国債	100,000	103,985	
国債証券	260 10年国債	100,000	103,985	

国債証券	260 10年国債	100,000	103,985
国債証券	260 10年国債	1,100,000	1,143,838
国債証券	260 10年国債	100,000	103,985
国債証券	260 10年国債	200,000	207,970
国債証券	260 10年国債	200,000	207,970
国債証券	260 10年国債	200,000	207,970
国債証券	260 10年国債	100,000	103,985
国債証券	260 10年国債	900,000	935,867
国債証券	260 10年国債	100,000	103,985
国債証券	260 10年国債	100,000	103,985
国債証券	260 10年国債	100,000	103,985
国債証券	260 10年国債	200,000	207,970
国債証券	260 10年国債	200,000	207,970
国債証券	265 10年国債	1,200,000	1,246,840
国債証券	265 10年国債	150,000	155,855
国債証券	265 10年国債	850,000	883,178
国債証券	265 10年国債	300,000	311,710
国債証券	265 10年国債	300,000	311,710
国債証券	265 10年国債	100,000	103,903
国債証券	265 10年国債	100,000	103,903
国債証券	265 10年国債	100,000	103,903
国債証券	265 10年国債	1,100,000	1,142,937
国債証券	265 10年国債	100,000	103,903
国債証券	265 10年国債	200,000	207,806
国債証券	265 10年国債	200,000	207,806
国債証券	265 10年国債	200,000	207,806
国債証券	265 10年国債	100,000	103,903
国債証券	265 10年国債	800,000	831,227
国債証券	265 10年国債	200,000	207,806
国債証券	265 10年国債	100,000	103,903
国債証券	265 10年国債	100,000	103,903
国債証券	265 10年国債	200,000	207,806
国債証券	265 10年国債	200,000	207,806
国債証券	270 10年国債	1,200,000	1,239,702
国債証券	270 10年国債	150,000	154,962
国債証券	270 10年国債	850,000	878,122
国債証券	270 10年国債	300,000	309,925
国債証券	270 10年国債	300,000	309,925
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	1,100,000	1,136,393
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	200,000	206,617
国債証券	270 10年国債	200,000	206,617
国債証券	270 10年国債	200,000	206,617
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	900,000	929,776
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	100,000	103,308
国債証券	270 10年国債	200,000	206,617
国債証券	270 10年国債	200,000	206,617
国債証券	274 10年国債	1,200,000	1,252,520
国債証券	274 10年国債	150,000	156,565
国債証券	274 10年国債	850,000	887,201
国債証券	274 10年国債	300,000	313,130
国債証券	274 10年国債	300,000	313,130
国債証券	274 10年国債	100,000	104,376
国債証券	274 10年国債	100,000	104,376
国債証券	274 10年国債	100,000	104,376
国債証券	274 10年国債	1,100,000	1,148,143
国債証券	274 10年国債	100,000	104,376
国債証券	274 10年国債	200,000	208,753



国債証券	274 10年国債	200,000	208,753	
国債証券	274 10年国債	200,000	208,753	
国債証券	274 10年国債	100,000	104,376	
国債証券	274 10年国債	800,000	835,013	
国債証券	274 10年国債	200,000	208,753	
国債証券	274 10年国債	100,000	104,376	
国債証券	274 10年国債	100,000	104,376	
国債証券	274 10年国債	200,000	208,753	
国債証券	274 10年国債	200,000	208,753	
国債証券	280 10年国債	1,300,000	1,386,482	
国債証券	280 10年国債	150,000	159,978	
国債証券	280 10年国債	850,000	906,546	
国債証券	280 10年国債	300,000	319,957	
国債証券	280 10年国債	300,000	319,957	
国債証券	280 10年国債	100,000	106,652	
国債証券	280 10年国債	100,000	106,652	
国債証券	280 10年国債	100,000	106,652	
国債証券	280 10年国債	1,100,000	1,173,177	
国債証券	280 10年国債	100,000	106,652	
国債証券	280 10年国債	200,000	213,305	
国債証券	280 10年国債	200,000	213,305	
国債証券	280 10年国債	200,000	213,305	
国債証券	280 10年国債	900,000	959,872	
国債証券	280 10年国債	100,000	106,652	
国債証券	280 10年国債	100,000	106,652	
国債証券	280 10年国債	100,000	106,652	
国債証券	280 10年国債	200,000	213,305	
国債証券	280 10年国債	200,000	213,305	
国債証券	284 10年国債	1,300,000	1,373,754	
国債証券	284 10年国債	150,000	158,510	
国債証券	284 10年国債	850,000	898,223	
国債証券	284 10年国債	300,000	317,020	
国債証券	284 10年国債	300,000	317,020	
国債証券	284 10年国債	100,000	105,673	
国債証券	284 10年国債	100,000	105,673	
国債証券	284 10年国債	100,000	105,673	
国債証券	284 10年国債	1,100,000	1,162,407	
国債証券	284 10年国債	100,000	105,673	
国債証券	284 10年国債	200,000	211,346	
国債証券	284 10年国債	200,000	211,346	
国債証券	284 10年国債	200,000	211,346	
国債証券	284 10年国債	800,000	845,387	
国債証券	284 10年国債	200,000	211,346	
国債証券	284 10年国債	100,000	105,673	
国債証券	284 10年国債	100,000	105,673	
国債証券	284 10年国債	200,000	211,346	
国債証券	284 10年国債	200,000	211,346	
国債証券	286 10年国債	1,300,000	1,382,687	
国債証券	286 10年国債	150,000	159,540	
国債証券	286 10年国債	850,000	904,065	
国債証券	286 10年国債	300,000	319,081	
国債証券	286 10年国債	300,000	319,081	
国債証券	286 10年国債	100,000	106,360	
国債証券	286 10年国債	100,000	106,360	
国債証券	286 10年国債	100,000	106,360	
国債証券	286 10年国債	1,100,000	1,169,966	
国債証券	286 10年国債	100,000	106,360	
国債証券	286 10年国債	200,000	212,721	
国債証券	286 10年国債	200,000	212,721	
国債証券	286 10年国債	200,000	212,721	
国債証券	286 10年国債	900,000	957,245	
国債証券	286 10年国債	100,000	106,360	
国債証券	286 10年国債	100,000	106,360	
国債証券	286 10年国債	100,000	106,360	

国債証券	286 10年国債	200,000	212,721	
国債証券	286 10年国債	200,000	212,721	
国債証券	289 10年国債	1,300,000	1,356,784	
国債証券	289 10年国債	150,000	156,552	
国債証券	289 10年国債	850,000	887,128	
国債証券	289 10年国債	300,000	313,104	
国債証券	289 10年国債	300,000	313,104	
国債証券	289 10年国債	100,000	104,368	
国債証券	289 10年国債	100,000	104,368	
国債証券	289 10年国債	100,000	104,368	
国債証券	289 10年国債	1,100,000	1,148,048	
国債証券	289 10年国債	100,000	104,368	
国債証券	289 10年国債	200,000	208,736	
国債証券	289 10年国債	200,000	208,736	
国債証券	289 10年国債	200,000	208,736	
国債証券	289 10年国債	800,000	834,944	
国債証券	289 10年国債	200,000	208,736	
国債証券	289 10年国債	100,000	104,368	
国債証券	289 10年国債	100,000	104,368	
国債証券	289 10年国債	200,000	208,736	
国債証券	289 10年国債	200,000	208,736	
国債証券	293 10年国債	1,300,000	1,380,875	
国債証券	293 10年国債	150,000	159,331	
国債証券	293 10年国債	850,000	902,880	
国債証券	293 10年国債	300,000	318,663	
国債証券	293 10年国債	300,000	318,663	
国債証券	293 10年国債	100,000	106,221	
国債証券	293 10年国債	100,000	106,221	
国債証券	293 10年国債	100,000	106,221	
国債証券	293 10年国債	1,100,000	1,168,433	
国債証券	293 10年国債	100,000	106,221	
国債証券	293 10年国債	200,000	212,442	
国債証券	293 10年国債	200,000	212,442	
国債証券	293 10年国債	200,000	212,442	
国債証券	293 10年国債	900,000	955,990	
国債証券	293 10年国債	100,000	106,221	
国債証券	293 10年国債	100,000	106,221	
国債証券	293 10年国債	100,000	106,221	
国債証券	293 10年国債	200,000	212,442	
国債証券	293 10年国債	200,000	212,442	
国債証券	297 10年国債	1,300,000	1,337,538	
国債証券	297 10年国債	150,000	154,331	
国債証券	297 10年国債	850,000	874,544	
国債証券	297 10年国債	300,000	308,662	
国債証券	297 10年国債	300,000	308,662	
国債証券	297 10年国債	100,000	102,887	
国債証券	297 10年国債	100,000	102,887	
国債証券	297 10年国債	100,000	102,887	
国債証券	297 10年国債	1,100,000	1,131,763	
国債証券	297 10年国債	100,000	102,887	
国債証券	297 10年国債	200,000	205,775	
国債証券	297 10年国債	200,000	205,775	
国債証券	297 10年国債	200,000	205,775	
国債証券	297 10年国債	800,000	823,100	
国債証券	297 10年国債	200,000	205,775	
国債証券	297 10年国債	100,000	102,887	
国債証券	297 10年国債	100,000	102,887	
国債証券	297 10年国債	200,000	205,775	
国債証券	297 10年国債	200,000	205,775	
国債証券	301 10年国債	1,300,000	1,342,515	
国債証券	301 10年国債	150,000	154,905	
国債証券	301 10年国債	850,000	877,798	
国債証券	301 10年国債	300,000	309,811	
国債証券	301 10年国債	300,000	309,811	

国債証券	301 10年国債	100,000	103,270	
国債証券	301 10年国債	100,000	103,270	
国債証券	301 10年国債	100,000	103,270	
国債証券	301 10年国債	1,100,000	1,135,974	
国債証券	301 10年国債	100,000	103,270	
国債証券	301 10年国債	200,000	206,540	
国債証券	301 10年国債	200,000	206,540	
国債証券	301 10年国債	200,000	206,540	
国債証券	301 10年国債	900,000	929,433	
国債証券	301 10年国債	100,000	103,270	
国債証券	301 10年国債	100,000	103,270	
国債証券	301 10年国債	100,000	103,270	
国債証券	301 10年国債	200,000	206,540	
国債証券	301 10年国債	200,000	206,540	
国債証券	305 10年国債	2,300,000	2,327,514	
国債証券	305 10年国債	300,000	303,588	
国債証券	305 10年国債	300,000	303,588	
国債証券	305 10年国債	100,000	101,196	
国債証券	305 10年国債	100,000	101,196	
国債証券	305 10年国債	100,000	101,196	
国債証券	305 10年国債	1,100,000	1,113,159	
国債証券	305 10年国債	100,000	101,196	
国債証券	305 10年国債	200,000	202,392	
国債証券	305 10年国債	200,000	202,392	
国債証券	305 10年国債	200,000	202,392	
国債証券	305 10年国債	800,000	809,570	
国債証券	305 10年国債	200,000	202,392	
国債証券	305 10年国債	100,000	101,196	
国債証券	305 10年国債	100,000	101,196	
国債証券	305 10年国債	200,000	202,392	
国債証券	305 10年国債	200,000	202,392	
国債証券	308 10年国債	3,200,000	3,221,337	
国債証券	308 10年国債	1,100,000	1,107,334	
国債証券	308 10年国債	100,000	100,666	
国債証券	308 10年国債	200,000	201,333	
国債証券	308 10年国債	200,000	201,333	
国債証券	308 10年国債	200,000	201,333	
国債証券	308 10年国債	900,000	906,001	
国債証券	308 10年国債	100,000	100,666	
国債証券	308 10年国債	100,000	100,666	
国債証券	308 10年国債	100,000	100,666	
国債証券	308 10年国債	200,000	201,333	
国債証券	308 10年国債	200,000	201,333	
国債証券	312 10年国債	6,100,000	6,057,574	
国債証券	312 10年国債	100,000	99,304	
国債証券	312 10年国債	200,000	198,609	
国債証券	312 10年国債	200,000	198,609	
合計 20銘柄		132,000,000	135,960,662	

前へ

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

（平成23年4月末現在）

#### DC日本国債プラス

資産総額	189,912,658	円
負債総額	307,390	円
純資産総額（ - ）	189,605,268	円
発行済数量	188,026,669	口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0084	円

<参考：マザーファンドの純資産額計算書>  
（平成23年4月末現在）

#### キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	5,672,978,753	円
負債総額	302,131,405	円
純資産総額（ - ）	5,370,847,348	円
発行済数量	5,294,043,148	口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0145	円

#### 日本国債ラダー・マザーファンド

資産総額	157,449,919	円
負債総額	5,797,772	円
純資産総額（ - ）	151,652,147	円
発行済数量	146,542,097	口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0349	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 名義書換手続など

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿

作成しません。

### 3 受益者に対する特典

ありません。

### 4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額

資本金の額：20億円（平成23年4月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2)会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

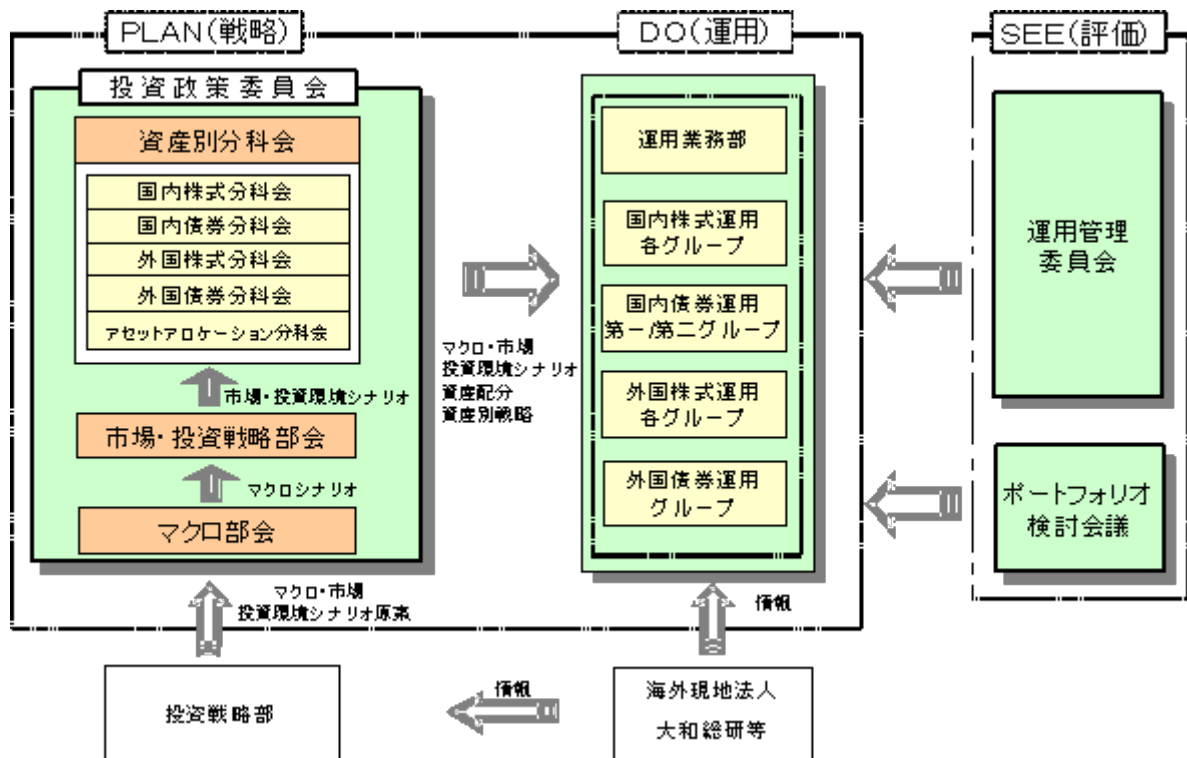
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

#### < 投信運用の意思決定プロセス >



## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、150本であり、その純資産総額は、約2,808,238百万円です（なお、親投資信託49本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	17,066百万円
追加型株式投資信託	146	2,788,016百万円
追加型公社債投資信託	1	3,156百万円
合計	150	2,808,238百万円



### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。なお、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第38期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び、第38期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受け、第39期中間会計期間の中間財務諸表（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）については、有限責任あずさ監査法人による中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 千円 )

		第37期 (平成21年3月31日)	第38期 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		8,926,038	10,732,367
前払費用		164,321	158,204
未収還付法人税等		304,359	-
未収収益		2,200,246	3,018,894
繰延税金資産		302,927	401,279
その他		96,171	3
流動資産計		11,994,065	14,310,748
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	397,192	330,961
器具備品	1	98,818	66,930
土地		710	710
建設仮勘定		3,911	-
有形固定資産計		500,632	398,601
無形固定資産			
ソフトウェア		445,887	561,554
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		458,593	574,261
投資その他の資産			
投資有価証券		3,812,850	4,474,278
関係会社株式		1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金		9,100	5,277
長期差入保証金		742,547	743,958
出資金		161,517	161,517
繰延税金資産		557,369	536,417
その他		1,323	916
貸倒引当金		70,350	73,350
投資その他の資産計		6,384,132	7,018,789
固定資産計		7,343,357	7,991,652

資産合計

19,337,423

22,302,401

(単位：千

円)

	第37期 (平成21年3月31日)	第38期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	73,433	183,571
未払費用	1,102,827	1,657,874
未払法人税等	-	915,515
前受収益	8,983	2,895
賞与引当金	604,600	715,800
役員賞与引当金	48,800	58,000
その他	18,721	18,976
流動負債計	1,857,365	3,552,633
固定負債		
退職給付引当金	751,197	835,692
役員退職慰労引当金	133,802	173,442
固定負債計	885,000	1,009,135
負債合計	2,742,365	4,561,769

(単位：千

円)

	第37期 (平成21年3月31日)	第38期 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	13,220,524	14,232,788
利益剰余金合計	14,664,255	15,676,519
株主資本合計	16,820,524	17,832,788
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	225,466	92,156
評価・換算差額等合計	225,466	92,156
純資産合計	16,595,057	17,740,631
負債純資産合計	19,337,423	22,302,401

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第37期	第38期
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	4,061,953	3,603,017
委託者報酬	15,381,937	16,956,717
その他営業収益	23,815	24,464
営業収益計	19,467,706	20,584,199
営業費用		
支払手数料	7,587,789	8,348,565
広告宣伝費	139,283	164,821
公告費	1,590	-
調査費		
調査費	1,208,212	1,113,852
委託調査費	1,691,482	1,923,670
委託計算費	112,690	118,521
営業雑経費		
通信費	27,023	29,464
印刷費	288,628	325,398
協会費	21,841	16,722
諸会費	8,534	6,036
その他	4,503	34,513
営業費用計	11,091,578	12,081,565
一般管理費		
給料		
役員報酬	205,830	205,410
給料・手当	2,704,289	2,717,562
賞与	40,459	40,152
退職金	5,076	4,038
福利厚生費	457,355	478,341
交際費	11,634	14,440
旅費交通費	144,711	129,350
租税公課	57,374	59,772

不動産賃借料	838,846	848,510
退職給付費用	171,337	190,115
固定資産減価償却費	168,629	119,125
賞与引当金繰入額	604,600	715,800
役員退職慰労引当金繰入額	39,220	39,640
役員賞与引当金繰入額	48,800	58,000
諸経費	282,477	233,998
一般管理費計	5,780,642	5,854,257
営業利益	2,595,485	2,648,375
営業外収益		
受取配当金	354,591	502,114
受取利息	22,205	14,130
投資有価証券売却益	2,288	-
為替差益	9,761	-
その他	4,989	32,982
営業外収益計	393,834	549,227
営業外費用		
投資有価証券売却損	677	-
為替差損	-	8,094
その他	4,113	66
営業外費用計	4,790	8,160
経常利益	2,984,529	3,189,442
特別利益		
賞与引当金戻入益	100,063	-
特別利益計	100,063	-
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	5,000
その他	221	169
特別損失計	221	5,169
税引前当期純利益	3,084,371	3,184,273
法人税、住民税及び事業税	966,000	1,378,026

法人税等調整額	164,798	168,517
法人税等合計	1,130,798	1,209,509
当期純利益	1,953,572	1,974,764



## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第37期	第38期
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,100,000	1,100,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,806,951	13,220,524

当期変動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
当期変動額合計	413,572	1,012,264
当期末残高	13,220,524	14,232,788
利益剰余金合計		
前期末残高	14,250,683	14,664,255
当期変動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
当期変動額合計	413,572	1,012,264
当期末残高	14,664,255	15,676,519
株主資本合計		
前期末残高	16,406,951	16,820,524
当期変動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
当期変動額合計	413,572	1,012,264
当期末残高	16,820,524	17,832,788
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	40,620	225,466
当期変動額		
株主資本以外の項目	184,845	133,310
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	184,845	133,310
当期末残高	225,466	92,156
評価・換算差額等合計		
前期末残高	40,620	225,466
当期変動額		
株主資本以外の項目	184,845	133,310
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	184,845	133,310
当期末残高	225,466	92,156

## 純資産合計

前期末残高	16,366,330	16,595,057
当期変動額		
剰余金の配当	1,540,000	962,500
当期純利益	1,953,572	1,974,764
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	184,845	133,310
当期変動額合計	228,726	1,145,574
当期末残高	16,595,057	17,740,631

[次へ](#)

## 重要な会計方針

	第37期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第38期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用して おります。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価 法（評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、総平均 法により算定）を採用してしま す。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用し て おります。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の 方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法によってしま す。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるた め 一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等の特定の債権につ いては個別に回収可能性を検討し回収 不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将 来の支給見込額のうち当事業年度の 負 担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来 の支給見込額のうち当事業年度の負担 額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>

	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

## 会計方針の変更

第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>	

## 表示方法の変更

第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>投資運用業等統一経理基準の一部改正（平成20年3月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(1) 前事業年度のみ助言手数料を営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より「委託調査費」として区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「支払手数料」に含まれる助言手数料は、2,333,171千円であり、当事業年度の「調査費」に含まれる助言手数料は、1,651,234千円であります。</p> <p>(2) 前事業年度まで「海外委託費」は、一般管理費に表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」と「委託調査費」に表示することといたしました。当事業年度の「調査費」、「委託調査費」に含まれる海外委託費の合計額は、360,564千円であります。</p> <p>(3) 前事業年度まで「器具・備品費」は、一般管理費の内訳として区分掲記しておりましたが、当事業年度より「諸経費」の中に含めることといたしました。なお、当事業年度の「器具・備品費」は、84,833千円あります。</p> <p>(4) 前事業年度まで「情報提供料」を一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」に含めて表示することといたしました。なお、前事業年度及び当事業年度の「情報提供料」はいずれも40,000千円あります。</p>	-

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第37期 (平成21年3月31日)	第38期 (平成22年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 132,619千円</p> <p>器具備品 184,596千円</p> <p>2.保証債務</p> <p>被保証者 従業員</p> <p>被保証債務の内容 住宅ローン</p> <p>金額 31,092千円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 207,904千円</p> <p>器具備品 228,436千円</p> <p>2.保証債務</p> <p>被保証者 従業員</p> <p>被保証債務の内容 住宅ローン</p> <p>金額 27,211千円</p>

## （損益計算書関係）

第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

## （株主資本等変動計算書関係）

第37期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000	400	平成20年3月31日	平成20年6月23日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の 原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	962,500	利益 剰余金	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月28日開催の第38回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	962,500	利益 剰余金	250	平成22年3月31日	平成22年6月29日



## （リース取引関係）

第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			
1. ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	4,823	1,045	3,778	器具備品	4,823	2,009	2,813
合計	4,823	1,045	3,778	合計	4,823	2,009	2,813
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 926千円 1年超 2,934千円 合計 3,861千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 966千円 1年超 1,968千円 合計 2,934千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,070千円 減価償却費相当額 964千円 支払利息相当額 181千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,070千円 減価償却費相当額 964千円 支払利息相当額 143千円			
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左			
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 2,104千円 1年超 1,609千円 合計 3,714千円				2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 1,609千円 1年超 - 千円 合計 1,609千円			

## （金融商品関係）

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時

価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、主たる事業である投資運用業等より発生する運用報酬、委託者報酬が大半を占めております。これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券はその大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払費用は投資信託の販売に係る支払手数料と運用に係る再委託手数料であります。

未払費用の大半を占める支払手数料は、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,732,367	10,732,367	-
(2) 未収収益	3,014,380	3,014,380	-
(3) 投資有価証券			-
その他有価証券	4,182,854	4,182,854	-
資産計	17,929,602	17,929,602	-
(1) 未払費用	1,472,849	1,472,849	-
負債計	1,472,849	1,472,849	-

(\*1) 未収収益のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

（\*2）未払費用のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

（1）現金・預金、並びに（2）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

#### 負債

（1）未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
（1）その他有価証券	
非上場株式	291,423
（2）子会社株式	
非上場株式	1,169,774
（3）長期差入保証金	743,958

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2、（3）投資有価証券には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日以後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金・預金	10,732,367
未収収益	3,014,380
合計	13,746,747

（有価証券関係）

第37期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	-	-	-

貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,901,000	3,521,426	379,573
	小計	3,901,000	3,521,426	379,573
合計		3,901,000	3,521,426	379,573

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
77,769	2,288	677

## 3. 時価評価されていない有価証券

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

## (2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	291,423
合計	291,423

## 第38期（平成22年3月31日現在）

## 1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,273,000	1,285,821	12,821
	小計	1,273,000	1,285,821	12,821
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,065,000	2,897,033	167,967
	小計	3,065,000	2,897,033	167,967
合計		4,338,000	4,182,854	155,145

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 291,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
-	-	-

## （デリバティブ取引関係）

第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （退職給付関係）

第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
<p>1.採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 751,197千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 128,898千円 確定拠出年金掛金 42,439千円 合計 171,337千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 835,692千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 144,118千円 確定拠出年金掛金 45,997千円 合計 190,115千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

## （税効果会計関係）

第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">流動資産</th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">14,717</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">245,467</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">22,200</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,229</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">15,313</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">302,927</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">302,927</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">固定資産</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">304,986</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">54,323</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">154,106</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">43,952</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">635,260</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">77,890</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">（繰延税金資産の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">557,369</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">557,369</td></tr> </tbody> </table>	流動資産	(千円)	未払事業税	14,717	賞与引当金	245,467	社会保険料	22,200	未払事業所税	5,229	その他	15,313	（繰延税金資産の小計）	302,927	繰延税金資産の純額	302,927	固定資産		退職給付引当金	304,986	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	37,190	役員退職慰労引当金	54,323	その他有価証券評価差額金	154,106	その他	43,952	（繰延税金資産の小計）	635,260	評価性引当額	77,890	（繰延税金資産の合計）	557,369	繰延税金資産の純額	557,369	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">流動資産</th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">67,959</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">290,614</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">28,209</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,090</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,404</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">401,279</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">401,279</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">固定資産</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">339,291</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">38,408</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">70,417</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">62,988</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">64,125</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">615,932</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">79,514</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">（繰延税金資産の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">536,417</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">536,417</td></tr> </tbody> </table>	流動資産	(千円)	未払事業税	67,959	賞与引当金	290,614	社会保険料	28,209	未払事業所税	5,090	その他	9,404	（繰延税金資産の小計）	401,279	繰延税金資産の純額	401,279	固定資産		退職給付引当金	339,291	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	38,408	役員退職慰労引当金	70,417	その他有価証券評価差額金	62,988	その他	64,125	（繰延税金資産の小計）	615,932	評価性引当額	79,514	（繰延税金資産の合計）	536,417	繰延税金資産の純額	536,417
流動資産	(千円)																																																																												
未払事業税	14,717																																																																												
賞与引当金	245,467																																																																												
社会保険料	22,200																																																																												
未払事業所税	5,229																																																																												
その他	15,313																																																																												
（繰延税金資産の小計）	302,927																																																																												
繰延税金資産の純額	302,927																																																																												
固定資産																																																																													
退職給付引当金	304,986																																																																												
投資有価証券	40,700																																																																												
ゴルフ会員権	37,190																																																																												
役員退職慰労引当金	54,323																																																																												
その他有価証券評価差額金	154,106																																																																												
その他	43,952																																																																												
（繰延税金資産の小計）	635,260																																																																												
評価性引当額	77,890																																																																												
（繰延税金資産の合計）	557,369																																																																												
繰延税金資産の純額	557,369																																																																												
流動資産	(千円)																																																																												
未払事業税	67,959																																																																												
賞与引当金	290,614																																																																												
社会保険料	28,209																																																																												
未払事業所税	5,090																																																																												
その他	9,404																																																																												
（繰延税金資産の小計）	401,279																																																																												
繰延税金資産の純額	401,279																																																																												
固定資産																																																																													
退職給付引当金	339,291																																																																												
投資有価証券	40,700																																																																												
ゴルフ会員権	38,408																																																																												
役員退職慰労引当金	70,417																																																																												
その他有価証券評価差額金	62,988																																																																												
その他	64,125																																																																												
（繰延税金資産の小計）	615,932																																																																												
評価性引当額	79,514																																																																												
（繰延税金資産の合計）	536,417																																																																												
繰延税金資産の純額	536,417																																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.9</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">1.6</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">1.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36.6</td></tr> </tbody> </table>	法定実効税率	40.6%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	過年度法人税等	0.6	特定外国子会社等課税所得	1.6	外国税額控除	1.7	その他	0.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.0</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">4.7</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">0.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38.0</td></tr> </tbody> </table>	法定実効税率	40.6%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.7	過年度法人税等	0.9	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0																																												
法定実効税率	40.6%																																																																												
（調整）																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3																																																																												
過年度法人税等	0.6																																																																												
特定外国子会社等課税所得	1.6																																																																												
外国税額控除	1.7																																																																												
その他	0.7																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6																																																																												
法定実効税率	40.6%																																																																												
（調整）																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.7																																																																												
過年度法人税等	0.9																																																																												
その他	0.2																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0																																																																												

(関連当事者との取引)

第37期（自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,078,153	未払費用	242,242
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	6,650	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,549,060	未払費用	193,011

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(追加情報)

当事業年度より平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象の追加はございません。

第38期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,590,851	未払費用	385,057

その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,710	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,955,228	未払費用	259,188
--------------	------------	---------	--------	-----	---	---	-------------------	------------------------	-----------	------	---------

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。



## （1株当たり情報）

第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 4,310円40銭 1株当たり当期純利益 507円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 4,607円96銭 1株当たり当期純利益 512円93銭 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	1,953,572	1,974,764
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,953,572	1,974,764
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

## （重要な後発事象）

第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		10,525,471
前払費用		148,171
未収委託者報酬		2,203,738
未収運用受託報酬		1,104,303
未収収益		20,553
繰延税金資産		246,376
その他		12
流動資産計		14,248,628
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	301,057
器具備品	1	57,397
土地		710
有形固定資産計		359,164
無形固定資産		
		496,079
投資その他の資産		
投資有価証券		4,542,609
関係会社株式		1,169,774
長期貸付金		4,078
長期差入保証金		743,946
会員権		161,517
繰延税金資産		503,671
その他		712
貸倒引当金		73,350
投資その他の資産計		7,052,959
固定資産計		7,908,203
資産合計		22,156,831

## 負債の部

## 流動負債

未払金		153,544
未払手数料		1,023,792
未払費用		780,875
未払法人税等		728,659
前受収益		103,481
賞与引当金		390,000
役員賞与引当金		31,800
その他	2	18,349
流動負債計		<u>3,230,502</u>

## 固定負債

退職給付引当金		901,430
役員退職慰労引当金		112,225
固定負債計		<u>1,013,655</u>
負債合計		<u>4,244,158</u>

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		<u>156,268</u>
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		14,360,677
利益剰余金合計		<u>15,804,408</u>
株主資本合計		<u>17,960,677</u>

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		48,003
評価・換算差額等合計		<u>48,003</u>
純資産合計		<u>17,912,673</u>
負債純資産合計		<u>22,156,831</u>

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位:千円 )

		当中間会計期間 ( 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 )
<b>営業収益</b>		
委託者報酬		10,982,039
運用受託報酬		1,631,318
その他営業収益		48,476
営業収益計		12,661,834
<b>営業費用</b>		
一般管理費	1	2,962,935
営業利益		1,957,884
<b>営業外収益</b>		
受取配当金		2,007
受取利息		3,756
雑収入		1,402
営業外収益計		7,166
<b>営業外費用</b>		
為替差損		10,712
営業外費用計		10,712
経常利益		1,954,339
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損		146
特別損失計		146
税引前中間純利益		1,954,192
法人税、住民税及び事業税		706,332
法人税等調整額		157,471
法人税等合計		863,803
中間純利益		1,090,389

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位:千円 )

当中間会計期間	
( 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 )	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	156,268
資本剰余金合計	
前期末残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	156,268
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	343,731
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	1,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,100,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	14,232,788
当中間期変動額	
剰余金の配当	962,500
中間純利益	1,090,389
当中間期変動額合計	127,889
当中間期末残高	14,360,677
利益剰余金合計	
前期末残高	15,676,519
当中間期変動額	
剰余金の配当	962,500
中間純利益	1,090,389
当中間期変動額合計	127,889
当中間期末残高	15,804,408
株主資本合計	

前期末残高	17,832,788
当中間期変動額	
剰余金の配当	962,500
中間純利益	1,090,389
当中間期変動額合計	127,889
当中間期末残高	17,960,677
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	92,156
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	44,152
当中間期変動額合計	44,152
当中間期末残高	48,003
評価・換算差額等合計	
前期末残高	92,156
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	44,152
当中間期変動額合計	44,152
当中間期末残高	48,003
純資産合計	
前期末残高	17,740,631
当中間期変動額	
剰余金の配当	962,500
中間純利益	1,090,389
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	44,152
当中間期変動額合計	172,041
当中間期末残高	17,912,673

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式...総平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの...総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
<p>（中間貸借対照表）</p> <p>前中間会計期間までは流動資産の「未収収益」に含めて表示していた「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」及び流動負債の「未払費用」に含めて表示していた「未払手数料」は表示をより明瞭にするため当中間会計期間より区分掲記いたしました。なお、前中間会計期間における「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」及び「未払手数料」の金額はそれぞれ2,028,745千円、1,194,455千円及び935,292千円であります。</p>

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	476,765千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	
3. 保証債務	
被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	25,270千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）			
1. 減価償却実施額	有形固定資産	45,673千円	
	無形固定資産	100,075千円	

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）						
1. 発行済株式に関する事項						
	株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
	普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。						
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。						
4. 配当に関する事項 配当金支払額						
	決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
	平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成22年3月31日	平成22年6月29日



## （リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品	合計
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円
減価償却累計額相当額	2,492千円	2,492千円
中間期末残高相当額	2,331千円	2,331千円

（2）未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	986千円
1年超	1,469千円
合計	2,456千円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	535千円
減価償却費相当額	482千円
支払利息相当額	57千円

（4）減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料

1年以内	556千円
1年超	-千円
合計	556千円

## （金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	10,525,471	10,525,471	-
（2）未収委託者報酬	2,203,738	2,203,738	-
（3）未収運用受託報酬	1,104,303	1,104,303	-
（4）未収収益（*1）	16,978	16,978	-

(5) 投資有価証券 其他有価証券	4,251,185	4,251,185	-
資産計	18,101,677	18,101,677	-
(1) 未払手数料	1,023,792	1,023,792	
(2) 未払費用(*2)	586,730	586,730	-
負債計	1,610,522	1,610,522	-

(\*1) 未収収益のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) 未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、並びに(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

#### 負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
(1) 其他有価証券 非上場株式	291,423
(2) 子会社株式 非上場株式	1,169,774
(3) 長期差入保証金	743,946

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから

時価開示の対象としておりません。このため、(1) 其他有価証券の非上場株式については

(注1) 資産(5) 投資有価証券には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

其他有価証券

(単位：千円)

区 分	中間貸借対照表日における 中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	870,307	860,000	10,307

小計	870,307	860,000	10,307
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,380,877	3,472,000	91,122
小計	3,380,877	3,472,000	91,122
合計	4,251,185	4,332,000	80,814

## （デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客よりの営業収 益	10,982,039	1,631,318	48,476	12,661,834

## 2. 地域ごとの情報

## （1）営業収益

本邦の外部顧客よりの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客よりの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	
1株当たり純資産額	4,652円64銭
1株当たり中間純利益	283円22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
（注）1株当たり純資産額及び中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	

（注）算定上の基礎

1.1株当たり純資産額

項目	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	17,912,673
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	17,912,673
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

2.1株当たり中間純利益

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	1,090,389
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,090,389
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

[前△](#)

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年9月末現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成22年9月末現在）
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年9月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

## (2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

## (2)販売会社

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

### 第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10) ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
- (11) 図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月22日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC日本国債プラスの平成22年3月11日から平成23年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC日本国債プラスの平成23年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月16日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月16日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC日本国債プラスの平成21年3月31日から平成22年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC日本国債プラスの平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。